

## 5 歴代阪南市長、市議会議員は、市民に濡れ衣を着せて介護断絶を合法化しました

続いて阪南市M課長は、「弓場さん宅でトイレにも行かせて貰えず暴行を受けました」等と突然、前件介護断絶2ヵ月後の「架空軟禁暴行」を3年後、偽証しました。つまりM課長の同偽証は、私が「みらい」の後に取引した、泉南市A事業所が、ケアマネジヤと私から「多数の不正」を指摘された為突然介護断絶して、阪南市に提出した「私の架空暴行」の捏造文書を模倣したものでした。(平成28年11月地裁岸和田支部:A事業所保有の「弓場に関する記録」の開示命令で判明。後二審ともA事業所の違法行為認定)

即ち尋問終了後裁判長は笑顔で、「弓場さん本当に大変でしたね」と、共感してくれていたのでしたが、阪南市方弁護士は、A社長の同捏造文書を、裏で悪用した事が推察可能となりました。結果予定期決日が突然3ヶ月以上延期され、私提出75以上の客観的証拠が悉く却下され、逆に客観的証拠無しの、同N社長と姉妹関係を秘匿した、同O責任者の供述のみが認定され敗訴しました。

最後に平成30年12月私宅で、高齢の実姉が水野市長、岩室議員、M課長に対し「阪南市職員が、一番介護が必要な障害者や家族に、一言も言わず聞かずに、泉南市職員や介護事業者の言いなりで、阪南市民を犯罪者扱いして、介護然断絶するのは道理に反しています。その上法廷でM課長は作り話で、身体障害者の弟に無実の暴行行為の濡れ衣を着せるのは、酷すぎます。お願いですからこれ以上嘘を付かないで下さい」と、寒い年末の18時に訴えました。

即ち2週間前岩室議員は、「福山だから、Mらは嘘を付いてでも裁判に負けると言われば、嘘を付かざるを得ない。M課長もずっと苦しむと思います」と、破廉恥な主張をしました。

私は岩室議員に「Mさん、Kさんにも家族がいる。真実は一つで正道を歩ませて上げて下さい」と伝えると、「『K』も連れて行く」と約束してくれたので、姉も同席したのでした。しかしM課長は「お姉様、天地神明に誓って嘘を付いていません」と偽証冷笑し、党名隠し水野市長はニヤ着き、「職員を信じます」と市民を嘲り、岩室議員はK課長代理を、居留守にして「裁判の話をするならおい帰るぞ」と、私宅を30分足らずでアッカンベーして逃げました。しかし私は当時野党の岩室議員、共産党古谷議員らには、訴訟前後も3職員の謝罪文書や、同裁判資料を提出すると、「福山、Mは酷い」と断罪しましたが、党名隠し水野市長が、「みらい」やM課長を帮助援用して(真似て)、私を自傷他害ある犯罪者に貶めると、共産党議員・岩室議員らは「判決に従うべし」と、私提出の資料も秘匿して、正しい事実を黙殺しました。

つまり介護保険法を遵守しない水野市長・竹中市長、現市議会、また市民に中立・公平でなく、無実の濡れ衣を着せる市顧問中央法律事務所の下では、障害者だけでなく両市民の尊厳ある介護生活や、財産を守るのは、不可能であります。よって両市民の為には、完全に両市長や迎合主義の市議会とは独立した、介護利用者本位を第一に、指定介護事業者にも中立に厳しくするための、公正・独立の専門家による審査機関等の整備が急務です。私の体験上これこそが、公文書までも捏造する両市長らから、無実の濡れ衣を着せられ、生涯苦しみ続けさせられる要介護利用者らを救う為の、唯一のライフラインであります。九拝

### < 次回投稿内容予告:令和3年9月10日(金) 投稿予定 >

- 平成29年6月共産党古谷議員の、私の提出済み証拠資料の黙殺と事実隠蔽、党員仲間水野市長の議会虚偽答弁議事録と、水野氏らの子供館白紙撤回公約違反による損害拡大。
- 介護保険法を遵守しない両市の指定介護事業者らの市町村と癒着した介護断絶手口、数々の不正手口等

ゆ ば ひ あ き  
**弓場 秀昭**

【生年月日】昭和27年4月26日

【学歴】昭和46年3月

昭和51年3月

昭和51年4月

昭和57年7月

平成21年7月

大阪府阪南市桃の木台 ホームページ 嘘の無い街へ

TEL:090-7358-5217 http://www17.plala.or.jp/usononaimatihe/

69歳

大阪府立岸和田高等学校 卒業

大阪市立大学商学部商学科 卒業

株式会社イリエトレーディングコーポレーション 入社(後廃業)

花王石鹼株式会社本社 入社

花王株式会社墨田事業場 SCM部門 在籍中脳出血を患い途中退職

# 阪南市民、泉南市民 両市職員、指定介護事業所の皆様



ゆ ば ひ あ き  
**弓場 秀昭** (69歳)  
阪南市

新型コロナウイルスによりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔み申し上げます。また罹患された方とご家族の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

私は平成29年阪南市議会選挙では、選挙直前の立候補にも関わらず、高邁なる皆様からは地縁・利権、党利党略とは重みの異なる、値千金の171票を頂戴しました、半身肢体不自由(大阪府身体障害2級)の弓場秀昭です。

大変遅くなりましたが皆様のご支援に対し、衷心より厚く感謝申し上げます。

**あなたやご家族が介護事業所と、介護契約をしたばかりに、水野市長、竹中市長、市職員からも殺人鬼にされたらどうしますか?**

恐怖映画ではありません。法廷で事業所と市職員らが偽証した実話です。  
ホームページ 嘘の無い街へ http://www17.plala.or.jp/usononaimatihe/

### 1 現阪南水野市政と市議会では、市民の生活と人権、財産は保証されません

さて平成29年9月私は、泉南市みらい介護事業所、泉南市職員、阪南市職員らが、平成24年12月に強行した、前件「違法介護断絶事件」を訴訟中である事をお伝えしましたが、今般の新型コロナウイルス禍で国民は、真剣に自らが住む自治体・医療・介護等の「住民の生命・生活」を守る、危機管理能力の良否点検が必要となりました。(以下「みらい」と呼ぶ)

しかし周知の通り平成28年10月の市長選で、当時野党岩室議員、共産党議員らは、共産党員水野氏を出馬支援した、「阪南市子供の未来を考える会」の伊藤代表や、当時大阪維新の会国會議員や同大阪府議会議員らと共に、同年3月市議会が議決した「子供総合館創設」の、「白紙撤回」を偽装公約した、「共産党名隠し」水野市政を誕生させました。案の定水野市長、共産党議員、岩室議員らは、前福山市政が幼児650名を抵当(かた)にした、濡れ手で栗の「国の補助金」が欲しくて、選挙民投票7割の民意に背きました。

即ち水野市長、伊藤代表、共産党議員、岩室議員らは、「黒田地は総合子供館以外は使用出来ない」という、重要な「借地第2条」を市民に開示せず、大脇議員は約定違反の「黒田地建物使用」を訴え、水野市長・岩室議員は、邪な「幼児250名館創設」に失敗しました。結果水野市長、岩室議員らの「偽装白紙撤回」を嘲笑う様に、中央法律事務所の仲介売買では、「土地買取り特約」も外されて、市は市取得価格4分の1以下に損売りさせられました。結果市は、公表4億1千万円以外の、未計上人件費や未公表損害を含めると、約4億5千万円超の損害を市民にだけ押し付けましたが、与野党議員らは責任を取りませんでした。

## 2 阪南市長、泉南市長、両市職員、「みらい」を新たに訴訟提起しました

次に本稿冒頭文通り、平成24年の「介護断絶事件」3年半後の、地裁堺支部法廷（平成28年）で、泉南竹中市長は「障害者が、両市職員らに無断で介護断絶され、3週間風呂に入れなくとも、介護保険法の想定内のことである」と、阪南市民を犬猫以下に扱う主張をしました。よって皆様も突然、指定介護事業所、阪南市長、泉南市長、両市職員から、冷酷な介護生活の破壊や、社会的抹殺、多額の損害を受けない為にも、前法廷で私に「自傷他害ある殺人鬼」の濡れ衣を着せて、「違法介護断絶」を合法化した、事実経緯をご報告します。なお市職員、指定介護事業者、弁護士らの法遵守公益性上と、両市の法遵守しない危険な介護行政の実態と、冷酷な集団介護断絶手口を、裁判資料通り公開します。最後までご一読願います。

### <前件平成24年12月5日の、「みらい」、「両市職員の介護断絶事件」の経緯>

事件3週間前双方の関係は良好でしたが、採尿器購入等の連絡は、事務所事務員より、気心知れたヘルパーとの連絡対応を申し出ると、経営者姉妹は疎ましくなり、同年11月30日には同姓年端の泉南市N職員と、「保険者阪南市」職員らとも、4日後の介護断絶を示し合わせる。なお「保険者市町村」とは、自治体は40歳以上の住民から生涯、毎月介護保険料を徴収しますが、その対価として、住民の要介護生活の保障責務ある、市町村の事です。解約を申し出してくれれば、新事業所を探すのですが「みらい」は、私申し出の回答と騙して私宅へ阪南U職員を潜入させ、介護断絶の因縁付けをするが、私に問題が無い為、逆に合意し失敗する。

平成24年12月4日(火) 14:00~19:00  阪南市U職員発行 平成24年12月27日	ご本人宅を田脇CM、■■社長、■■サー責、■■が訪問。  ・直接ヘルパーに電話を架けてほしいとの依頼に対して、みらいのルールは事務員が対応することになっているが、尿器を買ってほしいなど言い難いことは、時間に猶予をいただければ事務所に立ち寄った時にヘルパーから直接電話をかけることをみらいが了解。
---	---

しかし泉南Nら3市職員と「みらい」は、前日の合意を無視し、翌5日昼田脇ケアマネジヤを同役場に呼びつけ、「半日の、新事業所探し」を指示し阪南M課長ら3職員も夕刻自宅に直帰する。同夜「みらい」N社長は、私に電話だけで突然、サービスを断絶したので、翌6日朝私が阪南市M課長に電話すると「介護断絶は絶対許しません」と、「みらい」N社長を私宅に連れて来ましたが、「解約の正当性を検証する」と騙して、介護契約書を奪い逃げました。3週間後M課長は、突然私に「不信心行為」を押し付け、同介護断絶を正当化したので、上甲議員に事件調査を依頼すると、さらにK課長代理は「悪魔の言霊」を、叩き付けて来ました。

K課長代理作成の平成24年12月27日付文書：6P一部抜粋（前件甲43号証）

市としては「精神的なダメージを与えないよう、また今後の生活に支障を及ぼさないよう」といった点を配慮しての説明内容だったこともあり、本人には「なぜ自分が不信心行為をしているのか」理解がなかなかしてもらえなかった。

K課長代理は障害者の寝首をかく様に、要介護者命綱の介護を強奪し、侮蔑攻撃しましたが、M課長ら幼児性高い醜惡慘忍さには、爾來疼痛も酷くなり苦しめ続けられるのでした。平成25年1月上甲議員は、「みらい」がM課長らの虚偽を認めた為、同K課長代理の文書を撤回し「市は介護断絶を予測出来なかった」と、M課長ら創作の事実改ざん文書を提出後、同調査を辞退しましたが、実は田脇氏は密かに同氏を聴聞した上甲議員には、既に泉南市役所三者合同の介護断絶を伝えていました。（田脇氏文書）

## 3 前阪南市長は市職員2名を懲戒処分し、「みらい」の行政処分を約束した

前件同介護断絶半年後の、平成25年5月M課長は、「市顧問弁護士は弓場さんに不信心行為を押し続けろと言いますが、私達は『みらい』の違法介護断絶を正当化する為に、弓場さんに不信心行為を押し付けました。法廷でも証言します」と、後日謝罪4文書類を提出しました。市民の税金原資で雇われている中央法律事務所弁護士は、本来中立の立場で市長・職員らには、「正道を歩む」法遵守を指導するものですが、「子供館創設事件」と同様、中央法律事務所は逆に、狡猾冷酷に要介護市民に「不信心行為」の濡れ衣を着せ続けました。（M課長録音） 楠部議員にその事實を伝えると、市はM課長とK課長代理を懲戒処分する公文書を発行し、3日後は大阪府や広域福祉課と連携し「みらい」行政処分を約束する。（副市長室同議員同席）

平成26年7月4日阪市ま第239号

阪南市長 福山敏博



### 阪南市職員の民間契約への介入について

平成24年12月5日に「介護事業者みらい」が弓場様の介護サービス契約を突然に破棄したことについて、当時の阪南市介護保険課長、課長代理及び主査の3名は、みらいの一方的な解約理由に基づき、翌6日にこの契約解除に介入しました。本来ならば介護保険課長は、民間同士の契約行為であるため、当事者同士で解決を図るよう指導のみをすべきでした。

このことにより、弓場様の尊厳や名誉を傷つけてしまい深くお詫び申し上げます。

以上のことから、阪南市としては、介護保険課長をはじめ関係職員のとした行為について、ヒアリング等の実態調査を行い、特に当時所属長であった介護保険課長においては、公共の利益のために勤務する者としては不適切であり、民間同士の契約への介入についての認識が欠如していたと言

しかし市は平成24年11月30日には既に介入していたが、市顧問弁護士は同年12月6日介入と事実改ざんして、司法上の、同年12月5日泉南市役所での、「みらい」、両市町村ら三者違法行為を隠す、捏造公文書を発行しました。その為私は何も知らずに、阪南市の「みらい」行政処分を、泉南市Y課長に伝えると、同Y課長は泉南市役所三者合同の介護断絶を爆弾発言した為、M課長や、副市長らに事実確認すると、事件1年半後になって初めて、泉南N職員主導の三者介護断絶を認めたが、「『みらい』の処分を約束していない」と突然約束を反故にした為、仕方なく前件訴訟提起に至りました。

## 4 公開法廷で「みらい」、M課長らは私を自傷他害ある、複数殺人鬼にしました

前件訴訟前の全員は、「会社と私の信頼関係」を解約理由にしていましたが、平成28年6月堺支部公開尋問時、被告全員は、「良心に従って本当の事を申し上げます」と宣誓署名すると、全員私を、家族も疎遠にする「自傷他害ある、好色ごろつき障害者」に貶めました。「みらい」のO責任者は、N社長との姉妹関係を隠し「私はサービス停止する前日平成24年12月4日、弓場氏に杖で殴られる恐怖を受けた為、4名ヘルパーも殺されかねない」と、私を「殺人鬼」に仕立てました。しかし前述②の阪南U職員文書通り、4日会議では危険行為は無く、議題は合意していましたが、地裁は「弓場は杖で殴り掛かろうとした」と、O責任者の供述を認定しました。但し高裁は、「殴り掛けた」を「杖を握った」と、同危険行為を否定しました。（尋問調書）

続いて前述②の通り、泉南N職員は、平成24年11月末日から、前件介護断絶事件を裏で主導しましたが、「私は平成24年12月5日初めて『みらい』さんから相談されました。田脇さんがもっと早く次の事業所を探したら、私は法廷に出される必要が無かった」と、高齢田脇氏に無実の濡れ衣を着せました。結果高裁は、同泉南N職員の事実相違する供述を認め、田脇氏の業務怠慢を認定しました。